

第 390 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 390 回三木市議会定例会（令和 7 年 11 月 25 日開会）に提出する議案 17 件（条例関係 5 件、指定管理者の指定関係 7 件、補正予算関係 4 件、その他 1 件）の概要は、次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 70 号議案 三木市多世代交流施設条例の制定について（縁結び課）

ア 制定理由

郊外型戸建て住宅団地における「人口減少」「高齢化」「空き家」等の課題を解決しSDGs 11「住み続けられるまちづくり」を実現するため、団地再生事業の核となる新たな多世代交流施設を設置するに当たり、三木市多世代交流施設条例を制定する必要があるため。

イ 制定内容

多世代交流施設について、設置、事業内容及び管理運営等について規定する。

ウ 施行期日

規則で定める日

(2) 第 71 号議案 国民年金法に基づく戸籍手数料の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について（市民課）

ア 改正理由

国民年金法の改正に伴い、国民年金法に基づく戸籍手数料の免除に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

老齢基礎年金に子の加算が創設されたため、戸籍手数料を免除する基礎年金の額の加算の要件に該当する子の戸籍に関する証明書に、老齢基礎年金を追加する。

ウ 施行期日

令和 10 年 4 月 1 日

(3) 第 72 号議案 子ども・子育て支援法の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（教育・保育課）

ア 改正理由

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、0歳6か月から満3歳未満で保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度(こども誰でも通園制度：児童福祉法では「乳児等通園支援事業」)が導入される。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により児童福祉法において、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置づけられたことから、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準並びに特定乳児等通園支援事業の運営の基準を条例で定める必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準

- a 乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に係る章を新設し、内閣府令に定める基準を準用する規定を定める。
- b 市独自の基準として、乳児等通園支援事業者が三木市暴力団排除条例に定める暴力団員等でないことを求める規定を定める。

(イ) 特定乳児等通園支援事業の運営の基準

特定乳児等通園支援事業の運営の基準に係る章を新設し、内閣府令に定める基準を準用する規定を定める。

ウ 施行期日

イ(ア) 令和8年1月1日

イ(イ) 令和8年4月1日

(4) 第73号議案 三木市保育教諭等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について(教育・保育課)

ア 改正理由

教育職員免許法の改正に伴い、三木市保育教諭等修学資金貸与条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

保育教諭等の用語の意義を定める条項に、主務教諭及び主務保育教諭を追加する。

ウ 施行期日

令和8年4月1日

(5) 第74号議案 三木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について(消防本部予防課)

ア 改正理由

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災を受け、総務省消

防庁が開催した、消防防災対策のあり方に関する検討会において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等により林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、三木市火災予防条例の一部を改正する。

イ 改正内容

- (ア) 林野火災に関する注意報を発することができることとし、市の区域内にある者は注意報の発令中における火の使用の制限に従うように努めなければならないこととする。さらに、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとする。
- (イ) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとする。
- (ウ) その他、必要な改正を行う。

ウ 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

2 指定管理者の指定関係

次に掲げる施設について、指定管理者を定めることにつき、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

- (1) 第 75 号議案 指定管理者の指定について（星陽やすらぎセンター、星陽ふれあい広場）（障がい福祉課）
- (2) 第 76 号議案 指定管理者の指定について（共同作業所）（障がい福祉課）
- (3) 第 77 号議案 指定管理者の指定について（みきやま斎場）（市民課）
- (4) 第 78 号議案 指定管理者の指定について（自由が丘中公園バス待合施設）（交通政策課）
- (5) 第 79 号議案 指定管理者の指定について（三木市多世代交流施設）（縁結び課）
- (6) 第 80 号議案 指定管理者の指定について（農産物工房）（観光振興課）
- (7) 第 81 号議案 指定管理者の指定について（別所ゆめ街道飲食物産館等）（観光振興課）

3 補正予算関係 【別添「令和 7 年度 12 月補正予算(案)の概要」参照】

- (1) 第 82 号議案 令和 7 年度三木市一般会計補正予算(第 4 号)
- (2) 第 83 号議案 令和 7 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)
- (3) 第 84 号議案 令和 7 年度三木市水道事業会計補正予算(第 1 号)
- (4) 第 85 号議案 令和 7 年度三木市下水道事業会計補正予算(第 2 号)

4 その他

(1) 第 86 号議案 字の区域の変更について（財政課）

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)に基づき、東田土地改良区が実施した土地改良事業による換地処分に伴い、字の区域の変更をしたいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの。